

第8号 平成17年5月18日(水曜日)

[会議録本文へ](#)

平成十七年五月十八日(水曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 赤松 広隆君
理事 谷本 龍哉君 理事 中谷 元君
理事 原田 義昭君 理事 渡辺 博道君
理事 大谷 信盛君 理事 首藤 信彦君
理事 増子 輝彦君 理事 丸谷 佳織君
宇野 治君 植竹 繁雄君
河井 克行君 高村 正彦君
菅原 一秀君 鈴木 淳司君
土屋 品子君 西銘恒三郎君
平沢 勝栄君 三ツ矢憲生君
宮下 一郎君 田中眞紀子君
武正 公一君 永田 寿康君
鳩山由紀夫君 藤村 修君
古本伸一郎君 松原 仁君
赤羽 一嘉君 赤嶺 政賢君
東門美津子君

外務大臣 町村 信孝君
外務副大臣 逢沢 一郎君
外務大臣政務官 河井 克行君
政府参考人
(警察庁刑事局長) 阿田 薫君
政府参考人
(防衛施設庁長官) 山中 昭栄君
政府参考人
(外務省大臣官房長) 塩尻孝二郎君
政府参考人
(外務省大臣官房審議官) 齋木 昭隆君
政府参考人
(外務省大臣官房審議官) 篠田 研次君
政府参考人
(外務省総合外交政策局長) 西田 恒夫君
政府参考人
(外務省北米局長) 河相 周夫君
政府参考人
(外務省経済局長) 石川 薫君
政府参考人
(外務省経済協力局長) 佐藤 重和君
政府参考人
(外務省領事局長) 鹿取 克章君
政府参考人
(経済産業省大臣官房審議官) 長谷川榮一君
政府参考人
(国土交通省海事局長) 矢部 哲君
外務委員会専門員 原 聡君

委員の異動

五月十八日

辞任 補欠選任
小野寺五典君 菅原 一秀君

同日

辞任 補欠選任
菅原 一秀君 小野寺五典君

五月十七日

千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第五号)
千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件(条約第六号)
西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及管理に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第七号)

同日

都市型戦闘訓練施設の建設中止・地位協定の改定に関する請願(川内博史君紹介)(第一一七〇号)

核兵器の廃絶に関する請願(佐々木秀典君紹介)(第一一七一号)

同(土肥隆一君紹介)(第一一八五号)

同(東門美津子君紹介)(第一二四二号)

同(大畠章宏君紹介)(第一三一五号)

同(金田誠一君紹介)(第一三一六号)

同(平岡秀夫君紹介)(第一三一七号)

ILOパートタイム労働条約に関する請願(高木義明君紹介)(第一一九一号)

同(中村哲治君紹介)(第一一九二号)

同(細川律夫君紹介)(第一一九三号)

同(川内博史君紹介)(第一二四〇号)

同(東門美津子君紹介)(第一二四一号)

同日十八日

ILOパートタイム労働条約に関する請願(藤田幸久君紹介)(第一三九七号)

同(金田誠一君紹介)(第一四四一号)

同(阿部知子君紹介)(第一四七九号)

核兵器の廃絶に関する請願(阿部知子君紹介)(第一四八〇号)

同(横光克彦君紹介)(第一四八一号)

はこのほど、国連安保理の常任理事国入りを目指す我が国を含めた四カ国、ドイツ、インド、ブラジル、日本、いわゆるG4がありますが、その四カ国から十六日に、国連総会に提出する枠組みの決議案の草案というものを加盟各国に提示した、こういうことでございます。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第五号)
千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件(条約第六号)
西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及管理に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第七号)

国際情勢に関する件

[このページのトップに戻る](#)

赤松委員長 これより会議を開きます。
国際情勢に関する件について調査を進めます。
この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として外務省大臣官房長塩尻孝二郎君、外務省大臣官房審議官齋木昭隆君、外務省大臣官房審議官篠田研次君、外務省総合外交政策局長西田恒夫君、外務省北米局長河相周夫君、外務省経済局長石川薫君、外務省経済協力局長佐藤重和君、外務省領事局長鹿取克章君、警察庁刑事局長阿田薫君、防衛施設庁長官山中昭栄君、経済産業省大臣官房審議官長谷川榮一君、国土交通省海事局長矢部哲君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

赤松委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

赤松委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鈴木淳司君。

鈴木(淳)委員 おはようございます。

自由民主党の鈴木淳司でございます。久しぶりに質問の機会をいただきまして、まことに光栄に思います。

さて、けさ私は、今朝聞かれております各国大使との意見交換の会がございまして、そこに少し出てまいりましたけれども、今回、各国大使を全世界から招集された、本当にこれは大変貴重なことだなというふうに思いました。

今まで各局ごとのそういう会合はあったようですが、今回は初めて全大使を招集される。この機会に、日本の外交姿勢をしっかりと確認しながら、今大変大事な局面でありますので、ぜひしっかりと日本の国益を守るための活動をお願いしたいな、こんなふうに思いますが、何といたっても、世界諸事多難であります。こうした中で各国大使の、そして外務省本省の御尽力を心からお願いたいと思っています。

さて、まず最初に、きょうは国連の改革、安保理改革についてのお尋ねをしてみたいと思います。
G4は当初、九月の特別首脳会合の後の新常任理事国選出を予定していたはずでありますので、草案と同時に発表されたスケジュールの大幅な前倒しというものは、常任理事国拡大に反対をするいわゆるコンセンサスグループなどの抵抗を早目に抑えたい、こういう意向が反映されたものと思われるけれども、実際問題、今後始められる常任理事国五カ国との個別折衝を初めとする各国への働きかけの成り行きはいかなるものと予測されるのでありましようか。

東門委員 局長、このCH53D型ヘリがどれくらい古いもので、どういう性質のものであるかは御存じですか、どれくらい古いでしょうか、

河相政府参考人 お答え申し上げます。

私、ちょっと手元に細かい資料を持っていないのでございますけれども、記憶の限りにおいては、基本的には七〇年代につくられた航空機で、かつ、大型の、人員、物資の輸送に従事をするということを主たる目的にしているというふうに承知しております。

赤松委員長 東門委員にちょっと申し上げますが、質問時間がオーバーしていますので、あと簡潔にお願いいたします。

東門委員 はい、あと一問だけ、済みません。

今、御答弁にもございましたけれども、三十年以上も前の老朽化したヘリなんです、その機体を人が密集している沖縄の上空で運用することは危険であると、伊波市長もとても心配しておられて、懸念を表明されております。ですから、ああいう事故が起こったわけですよ、

その後、追加配備しますよということで、ああそうですかと、米軍の運用であれば私たちは物は言えませんがという態度で何も受け入れていないというのが外務省、日本政府の態度であるのであれば、本当に沖縄県民が、日本国民が余りにもかわいそう過ぎます。いかがですか、

河相政府参考人 お答え申し上げます。

CH53Dの運用につきまして、地元で反対意見がある、または地元住民の非常な不安があるということは、私どもとしても十分認識はしております。

今般、米側から、普天間飛行場に追加的に三機を配備するという通報を受けた際に、これは米軍の所要の訓練の必要性に基づくものであるということと、あわせて、一時的な配備であるということ聞いております。

その際、私どももいたしましては、米側に対して、飛行経路を含めまして、周辺住民への最大限の配慮を払った上で運用するようにという申し入れはしております。これに対して、米側としては、整備の着実な実施を含め、ヘリの安全な運用には万全を期すという回答を一応得ているところでございます。

東門委員 ありがとうございます。

赤松委員長 次に、千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件及び西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件の各件を議題といたします。政府から順次趣旨の説明を聴取いたします。外務大臣町村信孝君。

千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件

(本号末尾に掲載)

町村国務大臣 ただいま議題となりました千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この条約は、昭和四十年四月にロンドンで開催された海上旅行及び海上運輸の簡易化に関する国際会議において採択されたものであります。

この条約は、国際海上交通を簡易化すること等を目的として、国際航海に従事する船舶の入出港手続を簡易化するための措置等について定めたものであります。

我が国がこの条約を締結することは、我が国の港湾の国際的な競争力を強化するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

次に、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この議定書は、平成八年五月にロンドンで開催された国際海事機関の危険物質及び有害物質並びに責任の制限に関する国際会議において採択されたものであります。

この議定書は、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約において定められる責任限度額を引き上げること等を内容とするものであります。

我が国がこの議定書を締結することは、船舶事故により生ずる被害について、救済の拡充を確保するとともに、海運業の安定的な発展を図るとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この議定書の締結について御承認を求める次第であります。

次に、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この条約は、平成十二年九月にホルルルで開催された西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する多数国間ハイレベル会議第七回会合において採択されたものであります。

この条約は、中西部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、高度回遊性魚類資源の保存及び管理のための委員会を設立すること等について定めるものであります。

我が国がこの条約を締結することは、このような目的に積極的に協力し、及び我が国のカツオ・マグロ漁業の安定的な発展を図るとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

以上三件につき、何とぞ、御審議の上、速やかに御承認をいただきますようお願いいたします。

赤松委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十分散会

[このページのトップに戻る](#)